

3-①体罰

事例

A教諭は、担任する男子生徒Sが所属する部活動の顧問から、前日のSの練習態度が良くなかったとの報告を受けた。そこで、A教諭はSに話を聞くと、その報告どおりであったことが確認できたが、このときもSは、A教諭に対してふてくされたような態度を見せたため、Sの頭を平手で1回叩いた。

さらに、同日の昼休みに、A教諭は、Sが級友の頬をたたく行為を目撃したため、口頭でSを指導しながら、両腕をつかんで、頬を1回、腹部を2回拳で叩いた。

【A教諭の考え】

部活動が好きで活躍している生徒なので、なんとか頑張ってもらいたい、努力してもらいたいという気持ちだった。「しっかりしろよ。」と喝を入れるつもりで叩いた。また、学級でも、友達とこれからも仲良くやってほしい、うまく関係を築いてほしいという思いがあった。



【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要だったと思いますか。

○体罰や暴言など、力に頼る指導をなくすために、あなたはどのようなことを心掛けていこうと思いますか。

【体罰・暴言の撲滅に向けたチェックシート】

どのような行為が体罰や暴言に当たるかを理解しているか。	
体罰や暴言は、指導ではなく法律で禁止されている行為であることや、児童生徒の人格を傷つけ人権を侵害する行為であることを理解しているか。	
体罰や暴言は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為であることを理解しているか。	
体罰や暴言は、児童生徒に力で問題を解決する考えを学習させ、児童生徒によるいじめや暴力行為などを発生させる恐れがあることを理解しているか。	
教育的な情熱と使命感をもって、児童生徒の将来を見据えて、児童生徒が自ら改善点を納得できるような指導を行うことを心掛けているか。	
先輩に対しても、行き過ぎた指導だと感じる場合は、指導を代わるように進言したり冷静になるように言葉を掛けたりして、相互に注意することが、同僚を守ることに繋がるという意識をもっているか。	

【その他の事例】

B教諭は、自ら専門で活躍してきた競技の部活動指導に、非常に熱心に取り組んでいた。ある日、練習試合で自分の思うようにプレーしなかった生徒に対し、喝を入れるつもりで足を蹴った。その様子を、周囲の生徒や練習試合に来ていた保護者が見ており、後日、保護者から学校に相談があったことで発覚した。

運動部の顧問であるC教諭は、複数の部員に対し「動きが遅えんだよ。そんなんじゃハエが止まるぞ、この野郎。」「貴様、やる気あるのか。おれの目の前から消え失せろ。」などの暴言を長時間浴びせたり、指導と称して必要以上に生徒を突き倒して転倒させたりするなどの不適切な指導を、日常的に行っていた。

D教諭は、清掃の指導中、複数の児童が何度注意しても階段の手すりを使って遊んでいたため、カッとなってその児童たちを近くの廊下に正座させ、「ふざけんな。これ以上やるとぶっ殺すぞ、この野郎。」と不適切な発言をするとともに、一人ずつ拳で頭を叩いた。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

6 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰

- ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、**免職又は停職**とする。
- イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた教職員は、**停職、減給、又は戒告**とする。この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なときは、**免職又は停職**とする。
- ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、**減給又は戒告**とする。この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なときは、**停職又は減給**とする。
- エ 悪質な暴言等を常習的に行うことにより、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた教職員は、**停職、減給又は戒告**とする。この場合において、暴言等の態様が特に悪質なときは、**免職、停職又は減給**とする。

【主な関連法規】

学校教育法

(児童、生徒等の懲戒)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規制若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

刑法

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

国家賠償法

(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。